

# 会費の納入時期を年1回に変更 のお知らせ

公益社団法人 川崎南法人会  
会長 梶川 修司

会員各位におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より法人会への特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当法人会は設立以来、会費につきましては、年2回（上期・下期）に分け会員の皆様から預入をお願いして参りましたが、法人会会計の健全化及び監督官庁（神奈川県）からの事務指導、また事務負担の軽減、経費の削減等を考えまして今年度の通常総会（平成28年6月13日開催）の審議によりまして、次年度（平成29年4月）から年2回（上期・下期）を会費の納入を年1回に変更することが決定致しました。

尚、自動振替の時期については、6月7日（但し土、日曜に当たる場合は翌営業日に変更）に振替とさせていただきます。

会員の皆様におかれましては、何卒、諸般の事情をご理解頂き、ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬具

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※2)</sup>が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） <sup>(※4)</sup>

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。  
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

消費税期限内納付

推進運動

実施中!

消費税の期限内  
納付を忘れずに。

法人会

## ● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時

3月の相談日 / 21日(火)、28日(火)

4月の相談日 / 4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852

川崎区宮前町8-15 パールビル3F（宮前町バス停前）

## ● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください  
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所  
横浜市中区日本大通り 横浜情報文化センター11F  
相談については事前に事務局までご連絡ください。

(☎ 044-233-4852)